

令和7年度茨城県里親養育包括支援（フォースタリング）事業（県北・県央・鹿行地区）
業務委託仕様書

本仕様書は、令和7年度茨城県里親養育包括支援事業業務委託（以下「委託業務」という。）を受託するもの（以下「事業者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 目的

里親等への委託を推進するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親に対する研修、児童と里親のマッチング、児童の里親委託中及び委託解除後における里親養育への支援に至るまでの一貫した里親支援（以下「フォースタリング業務」という。）並びに養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施することを目的とする。

2 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで

3 内容等

本事業は、「里親養育包括支援（フォースタリング）事業の実施について」の一部改正（令和5年7月7日付こ支家第80号こども家庭庁支援局通知（以下「国実施要綱」という。）及び「フォースタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドラインについて」（平成30年7月6日子発0706第2号）の別添「フォースタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき実施すること。

（1）事業内容

① 里親制度等普及促進・リクルート事業

一般家庭に対し里親経験者や養子縁組により養親となった者による講演や説明を行い、保護を要する子どもの福祉への理解を深めるとともに、積極的なリクルート活動等を実施する。

ア 地域で開催される各種集会等への里親等の派遣・講演会の実施（年間12か所以上）

新規里親開拓のため、地域で開催される各種イベント等の中で積極的に説明会等を実施するとともに、里親等による講演会を開催するなど、制度の周知を図る。また、有識者による講演会等の開催に努めること。

イ 普及啓発物品の作成（約2千部以上）

必要に応じて啓発物品を作成（最終案を県と協議する。）し、広報配布物とともに配布する。なお、作成については、必要に応じて外部委託することを妨げ

ない。

ウ 広報配布物の作成及び配布（約3万部以上）

里親制度等の普及啓発のため、チラシ・パンフレット・リーフレット等、必要な広報配布物を作成（最終案を県と協議する。）する。

各種イベント等により広く一般に配布するとともに、関係機関への周知を図る。なお、作成については、必要に応じて外部委託することを妨げない。

エ 広報戦略の立案

里親希望者の年齢層や里親を希望する理由等、現状分析を行い、里親制度等の普及啓発に効果的な広報戦略を立案する。

養育里親を目的としたリクルートを中心に行う。

オ 里親希望者への調査とアセスメント

里親希望者に対し、具体的な手続方法等のガイダンスを通して、アセスメントを行い（アセスメントチェックシート（様式第1号別紙①）使用のこと）、その結果をアセスメント結果報告書（様式第1号）に記載する。

カ 里親希望者の報告書作成

里親希望者へのアセスメントや、里親登録に必要な研修の修了後、里親希望者の家庭訪問等を行い、終了後、里親登録申請者個票（様式第2号）を作成し、上記オのアセスメント結果報告書と併せて、里親の居住地を所管する児童相談所へ提出する。

※ 親族里親については、児童相談所で所内での面接や家庭訪問等を実施してアセスメントを行うため、報告書は作成しない。

② 里親研修・トレーニング等事業

里親登録及び登録の更新に必要となる基礎研修・登録前研修及び更新研修、未委託里親や委託後の里親に対し、子どもの様々な事例に対応するトレーニングや里親セミナーを実施する。

ア 基礎研修・登録前研修及び更新研修（基礎研修・登録前研修は年2回以上、更新研修は年2回以上実施）

（ア）養育里親研修・養育里親更新研修（基礎2日、登録前4日、更新1日実施）

研修の対象者、実施方法等は、令和6年10月18日こ支家第529号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知「養育里親研修制度の運営について」により定められた研修を実施すること。

（イ）専門里親更新研修（年間3回以上実施）

研修の対象者、実施方法等は、令和6年10月18日こ支家第530号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知「専門里親研修制度の運営について」により定められた研修を実施すること。

(ウ) 養子縁組里親研修・養子縁組里親更新研修（基礎2日、登録前4日、更新1日実施）

研修対象者、実施方法は、令和6年10月18日ご支家第531号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知「養子縁組里親研修制度の運営について」より定められた研修を実施すること。

(エ) 里親セミナー（実施地区年間3回以上実施）

里親セミナーについては、里親、一般の方も参加できるセミナーを検討し、予め実施地区の児童相談所と協議する。

イ スキルアップ研修又は、フォースターリングチェンジプログラム（年数回）

子どもを受託している里親の養育技術の向上を図り、様々な問題行動に対するスキルや関わり方を学び、養育の負担を軽減することを目的とする。

研修終了後、スキルアップ研修実施報告書（様式第3号）を各児童相談所へ提出する。

ウ 未委託里親トレーニング

未委託里親の養育技術の習熟度を向上させ、里親委託に結びつけることを目的とする。

未委託里親は、原則として、家庭状況が受託可能な状態であること。

トレーニングについては、事例検討等の座学や実習等、効果的な方法で行う。

トレーニング終了後、未委託里親トレーニング報告書（様式第4号）を各児童相談所へ提出する。

エ 更新希望者へのアセスメント

更新希望の里親に対して更新研修を実施し、法定研修の修了者名簿と一緒に更新者名簿を県に提出する。また、更新を希望しない者に対して、消除の手続方法を伝える。

③ 里親委託推進等事業

家庭における養育環境と同様の養育環境における養育が適切であると判断された子どもを里親等へ委託するにあたり、当該子どもと里親との交流や関係調整を十分に行うこと等により、最も適した里親を選定するとともに、個々の子どもの状況を踏まえ、その課題解決等に向けて適切に養育を行うための計画を作成することにより、子どもの最善の利益を図る。

委託候補里親の選定にあたっては、令和3年3月29日付け子発第0329第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親委託ガイドラインについて」を踏まえ、子どもの最善の利益が確保されるよう、子どもと里親との交流や関係調整を十分に行うこと。

ア 里親家庭のリスト作成

事業実施地区の里親家庭の委託可能の有無等に関する里親家庭一覧表（様式第

5号又はデータベース化したもの)を作成し、里親を支援する他機関等に確認しながら、随時更新し、児童相談所から児童の委託等への相談を受けた際には、その一覧表を提出する。

イ 里親家庭の状況把握

家庭における養育環境と同様の養育環境における養育が適切であると判断された子どもに対し、委託の候補となる里親家庭を速やかに選定できるよう、里親の意向や状況等について、書面、対面、家庭訪問等の調査を行い、随時、最新の情報を上記アのリストに反映させる。

また、子育て短期支援事業(ショートステイ)に係る意向確認及び調整を行う。

ウ 里親家庭の候補者の選定

児童相談所からの里親選定依頼に基づき、適当な里親を選定し、児童相談所へ里親情報表(様式第6号)にて報告する。

エ マッチング(面接・外出・外泊)

別に定めるマッチングマニュアルに基づき、児童相談所が決定した委託先候補者と、子どもの委託前交流支援を行う。

里親委託予定者に対し、子どもに関する情報や養育上の留意点を伝えながら、面会等の交流を実施し、子どもと里親の関係づくりを行う。

また、里親家庭に対し、子どもを迎える準備を支援する。実施状況については、マッチング支援実施状況報告書(様式第7号)を隨時児童相談所へ提出する。

オ 里親委託等推進委員会・実務者会議の開催

里親委託等推進委員会・実務者会議とは、児童相談所の職員、施設の里親支援専門相談員や家庭支援専門相談員、里親フォースタッキング機関等里親支援機関によって構成された会議を指す。

里親委託の推進を目指し、情報交換を行ったり、学識経験者から必要に応じて助言・指導を受けたりする。開催日程や内容については、児童相談所と相談すること。

カ 更新希望者へのアセスメント

更新研修が修了した更新希望者に関して、里親再調査票(様式第9号)を作成し、児童相談所に提出する。(必要に応じて家庭訪問等を行い、現状確認を行う。)

④ 里親訪問等支援事業

里親等が孤立しないようにするため、里親等相互の相談援助や生活援助、交流の促進など、児童の養育に関する支援を実施する。

本事業については、児童入所施設に配置されている里親支援専門相談員と連携して実施する。

ア 里親等への訪問支援

登録里親及び委託後の里親に対して、定期的（※）に訪問支援を行う。

特に、児童の委託後間もない時や里親等が養育に不安を感じ始めた時、2人以上の児童を委託している時など、里親等の状況を把握し、適切な援助が受けられるようにする。

※ 定期的な期間は、令和3年3月29日付け子発第0329第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親委託ガイドラインについて」を参考とする。

里親に対するレスパイト・ケア（※）について、里親とこれを受け入れる里親や施設の間の調整を行い、申請書をとりまとめて隨時児童相談所へ提出する。

また、レスパイト・ケア終了後、受け入れた里親や施設より児童観察記録を受け取り、里親及び児童相談所へ提出する。

※ レスパイト・ケアについては、平成24年3月29日付け雇児発第0329第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親の一時的な休息のための援助の実施について」及び「里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）実施要綱」に基づくものとする。

イ 里親に対する相談

来所が困難な里親家庭に対し、電話やメール、SNS相談を行う。必要に応じて、里親宅へ訪問支援を行う。訪問や電話相談等を通じて、里親養育の状況に応じた支援のコーディネートを行う。

ア及びイについては、隨時児童相談所へ報告する。

ウ 里親家庭の交流機会の提供

里親や里子が集い、相互の交流を行い、情報交換や交流を深めるための里親等交流会（里親サロン等）を年数回実施すること。内容については、事前に実施地区の児童相談所と協議する。交流会実施後、里親交流事業報告書（様式第8号）を児童相談所へ報告する。里親交流会については、里親連合会と共に催可能とする。

また、里親会が実施する里親サロンなどにも積極的に参加する。

エ 親子面会交流の調整・実施

児童相談所と連携のもと、場所の確保及び立ち合いを含めた実親子の面会交流等の支援を行う。

オ 自立支援計画の見直し案の作成

事業者は、里親が作成する養育状況報告書を集約し、自立支援計画について必要な箇所の見直し案を追加・修正し、その児童を所管している児童相談所へ提出する。

また、事業者は、自立支援計画の見直し案が完成した後、管轄の児童相談所に情報の共有を図るため、見直し案について協議する場を設ける。

カ 委託解除後の里親家庭への支援

児童の家庭復帰や不調による委託解除の場合においても、里親家庭へ訪問するなどの支援を行う。

(2) 事業の実施体制

職員の配置

事業の実施にあたっては、次の①から④の専任職員を配置する。また、それぞれに複数の補助員を配置することができる。

- ① 里親リクルーター 専任1名 主に（1）①の業務を担当する。
- ② 里親トレーナー 専任1名 主に（1）②の業務を担当する。
- ③ 里親等委託調整員 専任1名 主に（1）③の業務を担当する。
- ④ 里親等相談支援員 専任1名 主に（1）④の業務を担当する。
- ⑤ ①～④のうち1人が事業の統括をする、統括責任者となる。
- ⑥ 職員については、資格要件を満たすことを証明する書類を添えて、青少年家庭課に提出すること。提出する内容について変更があった場合は、速やかに青少年家庭課に報告すること。
- ⑦ 万が一やむを得ない事情により、従事する者を変更する場合は、事前に青少年家庭課に連絡し、許可を得ること。変更に当たっては、引継ぎ等を十分に行うこと。
- ⑧ フォスタリング業務を担う職員は、国実施要綱に定められたフォスタリング業務に携わる職員向けの研修に参加すること。

(3) 設備

本事業の実施に当たり、次の設備を備えること。

- ① 事務室
- ② 相談室等、里親等が訪問できる設備
- ③ トレーニング等に使用する会議室等

(4) 職員の資格要件

(2) ①から④の資格要件は次の①から⑤のいずれかに該当する者とする。

- ① 社会福祉士
- ② 精神保健福祉士
- ③ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- ④ 里親として、又は小規模住居型児童養育事業、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設において子どもの養育に5年以上従事した者であって、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有

する者

- ⑤ 知事が①から④に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

(5) (1) ①～④の事業に関する留意事項

(共通)

- ① 児童相談所と事業者との間で依頼、報告、通知等を行う際には、原則として文書で行うものとする。
- ② 里親支援専門相談員と 3 (2) ①から④事業担当者との兼務することはできない。
- ③ 講演会・説明会・研修会等への実施時期、実施回数について、より多くの対象者が参加できるように配慮すること。
- ④ 事業者は、実施地区の児童相談所、市町村、児童養護施設等との連携を図り、事業遂行に努めること。
- ⑤ 統括責任者は、社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親部会に出席すること。なお、必要に応じて事業担当者を出席させることを妨げない。
- ⑥ 他の事業担当者と連携を取り、包括的な里親支援に努めること。

(里親制度等普及促進・リクルート事業)

- ① リクルート活動には、里親支援専門相談員と連携を図り、幅広い年齢層にリクルートできるようにする。
- ② 里親ホームページ及びポスター・チラシにおいて、大きく変更が生じる場合は、県と協議しながら進めること。

(里親研修・トレーニング等事業)

- ① 基礎研修・登録前研修及び更新研修の実施時期、実施地区、実施回数等について、より多くの対象者が参加できるように配慮すること。
また、基礎研修・登録前研修については、年2回以上実施、更新研修については年2回以上実施すること。
- ② 専門里親研修の通信教育及びスクーリングは、県が指定する団体等に委託することができること。
- ③ ファミリーホームの養育者及び補助者は、平成21年3月31日雇児発第0331011号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「小規模住居型児童養育事業の運営について」において、里親に準じ、可能な限り養育里親研修又は専門里親研修を受講するように努めることとされているため、これらのものが受講できることに配慮すること。
- ④ 参加者に対し、必要な託児の用意をすること。

- ⑤ 研修の中で演習を行う場合には、研修が効果的になるよう、少人数のグループで実施するなど工夫をすること。
- ⑥ 事業者は、原則として実施地区の施設を使用して施設実習を行うこと。
また、施設実習終了後、児童養護施設等からの請求に応じて委託料の支払いをすること。
- ⑦ 研修受講者が居住地の実施地区以外で受講を希望する場合は、受講を受け入れるものとすること。
- ⑧ 全ての研修は無料とし、受講者から受講料や教材費などは徴収しない。ただし、養育実習での食事を提供する場合は、その実費を受講者に対し請求できるものとする。
- ⑨ 実習にあたっては、里親の怪我や、里親が法的な賠償責任を負う場合に備え保険に加入するものとする。
- ⑩ 事業の実施地区の里親支援専門相談員と連携を図り、研修受講者のサポートに努めること。
- ⑪ 必要な研修を受講していない者に対し、参加を促すこと。
- ⑫ 各研修の実施後、速やかに、当該研修の修了者名簿を県青少年家庭課及び各児童相談所に提出すること。

(里親委託推進等事業)

- ① 子どもと里親とのマッチングや、短期間の宿泊体験等については、児童相談所の里親担当職員や子ども担当職員、施設の里親支援専門相談員と連携しながら相性確認等を行い、最適な里親等への委託となるよう努めること。
- ② 里親等に対し、施設に入所している子どもとの交流の機会を設けるなど、子どもや施設に対する理解を深めるための取組を実施すること。（日曜の家事業を活用する。）

(里親訪問等支援事業)

- ① 里親等に定期的に訪問することにより、委託された子ども又は養子（以下「委託された子ども等」という。）の養育状況の把握に努め、委託された子ども等の養育に関する適切な指導や助言を行うこと。
- ② 里親等から援助の依頼があった場合には、援助者・里親等の双方の調整を行い、援助の期間、内容などを決定すること。
- ③ 援助にあたっては、子どもの委託後間もないときや里親等が養育に不安を感じ始めたとき等、適切な援助ができるよう留意すること。
- ④ 里親等への訪問により、児童相談所による指導が必要である場合や委託された子ども等を里親等が養育することが不適切であると判断した場合には、速や

かに児童相談所に報告すること。併せて、里親等への指導含む初期対応及び経過確認を行い、都度必要な指導を行うこと。

- ⑤ 里親等が円滑にレスパイト・ケアや子育て短期支援事業（ショートステイ）（以下「レスパイト・ケア等」という。）を利用できるよう、受け入れ先となる里親や施設の里親支援専門相談員との間で、予め里親等に関する情報を共有しておくとともに、実際のレスパイト・ケア等の受け入れを通じて、里親と里親支援専門相談員との信頼関係を築くよう努め、関係性が構築された後には、当該里親に対する訪問支援について、里親支援専門相談員を積極的に活用すること。
- ⑥ 里親等交流会は、必要に応じて児童相談所の里親担当職員や子ども担当職員、児童福祉司、里親支援専門相談員、里親経験者などに参加を求めるものとすること。
- ⑦ 調整に当たっては、子どもと保護者、里親との関係に留意すること。
- ⑧ 保護者の不安や悩み等の相談に応じるとともに、里親に対しても、交流の重要性等について十分に説明すること。
- ⑨ 交流前後の子どもの心身の状況等に応じて、里親が様々な場面で適切な対応を行うことができるよう、必要な助言や相談等の支援を行うこと。
- ⑩ 夜間・土日の相談支援体制の整備について、平日の夜間や早朝など通常の開所時間外の時間、土曜日、日曜日、国民の祝日及び休日（以下「夜間休日等」という。）の相談支援体制を必要に応じて整備すること。
- ⑪ 相談支援に当たっては、十分に経験を積んだ者を充てるなど、適切な指導や助言を行えるよう留意すること。

養育里親研修・養育里親更新研修・専門里親更新研修・養子縁組里親研修・養子縁組里親更新研修の内容については以下の通りである。

目的	期 間	内 容	
①基礎研修 (6月 ～ 7月) (10月 ～ 11月)	・社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する ・今日の要保護児童とその現状を理解する（虐待、障害、実親がいる等） ・里親に求められるものを共有する（グループ討議） ・養子縁組制度や家庭裁判所への手続き、真実告知の重要性、養子縁組固有と考えられる課題を理解する	1 日 + 実習 1 日程度	①里親制度の基礎 I ②保護を要する子どもの理解について ③地域における子育て支援サービス ④先輩里親の体験談・グループ討議 ⑤実習（乳児院見学）
②登録前研修 (6月)	・社会的養護の担い手である里親として、子どもの養育を	2 日 +	①里親制度の基礎 II ②里親養育の基本

～ 7月) (10月 ～ 11月)	行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身に着ける	実習2日程度	③子どもの心 ④子どもの身体 ⑤関係機関との連携 ⑥里親養育上の様々な課題 ⑦児童の権利擁護と事故防止 ⑧里親会活動 ⑨先輩里親の体験談・グループ討議 ⑩実習(児童養護施設等)
③更新研修 (5月・ 10月)	・里親として児童の養育を継続するため必要となる知識、新しい情報等を得る	1日程度 ※未委託の里親の場合 は施設実習 (1日)が 必要	①社会情勢、法改正など ②児童の発達と心理・ 行動上の理解など ③養育上の課題に対応 する研修 ④意見交換

※上記の内容を基本とし、実施地区で研修内容に差が出ないようにすること。

4 事業の実施地区

県北・県央・鹿行地区（中央児童相談所・日立児童相談所・鉾田児童相談所管内）

水戸市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、小美玉市、茨城町、城里町、大洗町、東海村、大子町、日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市

5 実施状況報告

事業者は、事業完了後、翌年度の4月10日までに別途定める事業実績報告書を提出すること。

6 関係書類の整備等

- (1) 事業者は、次の帳簿を備えなければならない。
 - ア 本事業実施に係る収支に関する帳簿
 - イ 事業対象者に対する支援の記録
 - ウ その他本事業実施に際して必要となる諸記録
- (2) 事業者は、委託期間満了後、県から指示があったときは、事業対象者に対する支援の記録を県に引き継がなければならない。

7 事業の再委託

委託業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。また、委託業務の一部について再委託を行う場合は、次の各号について、あらかじめ青少年家庭課の承認を得な

ければならない。

- (1) 再委託の相手方の名称及び住所
- (2) 再委託を行う業務の範囲、必要性
- (3) 契約金額

8 その他の事項

(1) 仕様変更

事業者はやむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、予め県と協議の上、承認を得ること。

(2) 記載外事項

本仕様書に記載されていない事項については、青少年家庭課の指示に従うこと。

(3) その他

- ア 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、青少年家庭課と協議すること。
- イ 採用になった企画提案は、必要に応じて一部変更する場合がある。
- ウ 未委託里親や委託後の里親の意向に配慮すること。
- エ 未委託里親や委託後の里親の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮すること。

(4) 事業者は、里親支援を行っている児童相談所の担当職員及び関係機関と十分に連携を図りながら里親家庭の支援に当たること。

(5) 事業者は、委託業務の実施に当たり、県内の里親支援機関と情報交換等を行い、必要に応じて連携を図ること。